

茨城県ネーミングライツ・パートナー募集要項 (施設提示型募集)

1 目的

茨城県（以下「県」という。）が保有する別紙1の施設について、「ネーミングライツ・パートナー」（以下「パートナー」という。）を募集します。

「ネーミングライツ」とは、公共施設等に係る通称の命名権です。パートナーは、公共施設等に企業名や商品名等を冠した通称を付与することができます。

県は、公共施設名として通称を使用する代わりに、パートナーから、その対価を得るものとします。

本要項は、ネーミングライツ・パートナーの募集について、必要な事項を定めたものです。

2 募集の概要

(1) 募集対象施設及び主な条件

[別紙1] 募集対象施設一覧を御参照ください。

※ 契約期間の開始が年度途中となる場合、その年度のネーミングライツ料については、月割計算（1円未満切捨て）によるものとします。

※ 最低希望金額は、消費税及び地方消費税を含みます。

(2) 通称の使用開始予定日

応募から約2月後の月の1日

(3) 通称名の付与に伴う留意事項

ア パートナーは、当該公共施設等に通称を付与することができます。ただし、各公共施設等の用途が分かりやすい通称とします。

イ 命名するのは一般的な呼称として用いられる名称であり、条例等で定められている公共施設等の正式な名称を変更するものではありません。

ウ パートナーは、公共施設等のパートナーであることを、パートナーが管理するホームページ、出版物等で表示することができます。

エ 県民や利用者の混乱を避けるため、契約期間中の通称の変更は、原則として認めません。

オ 次のいずれかに該当するものは、通称として使用することができません。

(ア) 法令、例規等に違反するもの

(イ) 公序良俗に反するもの

(ウ) 政治性又は宗教性のあるもの

(エ) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(オ) 社会問題その他の問題についての主義又は主張に当たるもの

(カ) 青少年の健全育成に有害であるもの又はそのおそれのあるもの

(キ) その他通称として適当でないと県が認めるもの

カ その他通称の条件については、[別紙2] 募集施設の概要を必ず御確認ください。

(4) ネーミングライツ契約の契約期間

ネーミングライツ契約の契約期間は、原則として3年以上とします。

なお、ネーミングライツ契約の契約期間の満了日は、原則として、契約期間の開始日の翌

日から起算して、5年以内の年度末日までとします。

(5) 募集対象施設の概要

[別紙2] 募集施設の概要を御参照ください。

(6) 通称掲示場所等及び費用負担等について

ア 看板及び案内表示、道路案内標識等について

(ア) 看板及び案内表示、道路案内標識等(以下「看板等」という。)の表示の変更については、その可否、範囲、内容、実施時期等を県(施設所管課)及び関係機関との協議の上、決定します。

(イ) 新たな看板等の設置は、その可否、内容、実施時期等を県(施設所管課)及び関係機関との協議の上、決定します。

(ウ) 変更可能な看板等は、原則として、県が管理している物とします。

(エ) 県以外の者が管理する看板等について表示の変更の希望がある場合は、県から、当該管理者に、変更希望がある旨を連絡することは可能ですが、表示の変更の可否については、当該管理者の判断となります。

イ 印刷物等の掲載について

(ア) 県が作成・改訂するパンフレット等の印刷物に掲載する公共施設等の名称は、原則として、通称を使用しますが、正式な名称と併記する場合があります。

(イ) 民間事業者等が発行する地図、観光ガイドブック等については、通称ではなく、従来の名称で記載される場合があります。

ウ 看板等及び印刷物等における費用等の負担

(ア) 看板等の表示の変更及び新たな設置に係る施工は、パートナーが実施するものとし、その費用についても、ネーミングライセンス料とは別に、パートナーの負担とします。

(イ) パートナーからの希望により新たに設置した看板等の維持管理は、パートナーの負担とします。

(ウ) 県が作成・改訂するパンフレット等の印刷物に係る費用及びホームページの表示変更に伴う経費は、県が負担します。

(エ) 県が既に作成・改訂した印刷物等の表示については、訂正せず、在庫分はそのまま使用する場合があります。

(オ) ネーミングライセンス契約終了後の原状回復は、パートナーが実施するものとし、その費用についても、ネーミングライセンス料とは別に、パートナーの負担とします。

(カ) その他看板等の表示の変更及び新たな看板の設置、維持管理、原状回復等に要する費用等については、パートナーの負担とします。

3 応募資格

経営が安定しており、社会貢献や法令遵守等について理解のある民間事業者等(民間の法人、団体及びグループ等)とします。ただし、次のいずれかに該当する者の応募は認めません。

- (1) 法令、例規等に違反した者
- (2) 県から指名停止措置等を受けている者
- (3) 県税(地方消費税を含む。)を滞納している者
- (4) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号若しくは第3号に規

定する者又は次に掲げる者

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業等に該当する事業等を営む者

(6) 消費者金融業を営む者

(7) 法律に定めのない医療類似行為を行う者

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者

(9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者

(10) 現在の指定管理者と事業目的が競合する者

(11) その他パートナーとして適当でないと県が認める者

4 申込方法

(1) 提出書類

ア ネーミングライツ・パートナー応募申請書（様式 1）

イ 添付書類

添 付 書 類		
①	ネーミングライツ・パートナー応募に係る誓約書（様式 2） 役員名簿（様式 2 別紙）	必須
②	企業又は事業の概要がわかるもの（会社概要、企業案内パンフレット等）	必須
③	定款、寄付行為等	必須
④	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	必須
⑤	過去 3 年間の決算報告書（法令等に基づく計算書類）	必須
⑥	本県内に本社又は支店等がある場合には、直近の本県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証明する納税証明書（茨城県県税条例施行規則様式第 40 号の 4（ア）） ※全ての税目について未納がないことの証明書	必須
⑦	法令遵守に関する取組がわかるもの（規約等）	任意
⑧	地域貢献等の実績及び今後の計画がわかるもの	任意
⑨	通称の標示のロゴ、デザイン等の図面（使用ガイドラインがある場合は添付）	任意

※ グループで応募する場合は、構成する全ての法人、団体等について提出してください。

【留意事項】

- ・ 提出された書類は、関係機関等の意見を求めるため使用する場合があります。
- ・ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ・ 提出された書類は、返却しません。
- ・ 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）に基づく開示請求があった場合には、同条例に基づき開示することがあります。
- ・ 申請書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(2) 提出部数

1部

※ 2施設以上について申込みをする場合は、申込施設ごとに1部ずつ申請書を御用意ください。

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は電子メール

(4) 申請書等の提出期間及び場所

ア 提出期間 随時受け付けております。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとします。

イ 提出場所 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県 総務部 管財課 公有財産維持活用推進室
電話番号 029-301-2380
電子メール kanzail@pref.ibaraki.lg.jp

5 選定方法等

(1) 優先交渉権者の選定方法

応募があった場合には、県において、ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において、応募企業等から提案された通称、ネーミングライツ料、契約期間、応募企業等の経営状況、県内業務拠点の有無、本県との関わり方、地域社会への貢献度及び社会的評価等を総合的に判断し、優先交渉権者を決定します。

応募者が1者のみの場合も、委員会において、パートナーとして相応しいか否かを審査します。

審査の結果、応募企業等を優先交渉権者として決定しない場合があります。

※ 優先交渉権者…委員会において、パートナーとして適格で、かつ、他の応募者より県にとって有益な契約条件を提案したとして選定された者

【失格とする提案】

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。
- イ 提出書類が所定の様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- エ 申請書等の提出期間内に所定の書類が提出されなかったとき。
- オ その他虚偽又は不正な行為があったとき。

(2) パートナーの決定

優先交渉権者の選定結果を踏まえ、最終的に県がパートナーを決定します。

(3) 決定の通知

パートナーが決定した際には、その旨を通知するとともに、県のホームページ等で公表いたします。

※ 県の判断により、優先交渉権者の選定結果等の途中経過を公表することがあります。

【県が実施を予定している通称の周知（広報）活動の例】

ア マスコミへの情報提供等を通じての通称の周知

イ 県ホームページ（施設HP、施設所管課HP等）への掲載

ウ 県広報紙「ひばり」への掲載

エ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等での周知

オ 県関係機関、地元市町村及び施設利用者への周知

6 ネーミングライツ契約の締結及び更新

(1) ネーミングライツ契約の締結

県と優先交渉権者でネーミングライツ導入に必要な事項（優先交渉権者の希望により新規に設置する看板等がないか等）を協議の上、ネーミングライツ契約を締結します。

(2) ネーミングライツ契約の更新

パートナーは、ネーミングライツ契約の契約期間終了前に、当初のネーミングライツ料の金額と同額以上であることを条件として、更新の申出ができることとします。

この場合においては、県において、選定委員会の審査を経て、パートナーに対する優先交渉権の付与の可否を決定します。

優先交渉権が付与された場合は、県と契約内容等に係る協議を経て、パートナーとして更新することができます。

また、契約の更新により、同一のパートナーが同一の公共施設等についてネーミングライツを保有できる期間は、当初のネーミングライツ契約の始期から起算して、10年を上限とします。

7 契約の解除等

パートナーが次のいずれかに該当した場合、県は、ネーミングライツ契約を解除できることとします。

この場合、原状回復に必要な費用は、パートナーの負担となります。

(1) パートナーが応募資格を満たさなくなったとき。

(2) 法令違反、公序良俗に反する行為等の行為があった場合、パートナーの責めに帰すべき事由により県又は公共施設等のイメージが損なわれ、又は損なわれるおそれがある場合など、パートナーとして適当でないと思われ事態が生じたとき。

(3) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

8 その他

(1) 通称使用の禁止について

通称の使用が禁じられている国際大会等、大会主催者等からの要請がある場合には、通称ではなく、条例等に基づく正式な名称を使用する場合があります。

(2) ロゴなどのデザインについて

通称を標示する文字の配置や書体及びマーク、キャラクター等（以下「ロゴ等」）について提案がある場合については、応募の際、図面を提出してください。

パートナーの提案により通称の標示にロゴ等を使用する場合又はパートナーが新規に看板等を設置する場合については、屋外広告物条例や景観条例等の関係法令、例規等に抵触しないことについて、パートナーの責任において確認してください。

(3) 通称、通称のロゴ等について知的財産権を取得する場合

ア 通称の標示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーが通称、通称のロゴ等について商標権等の知的財産権を取得することになります。

イ 第三者の知的財産権を侵害しないことについて、パートナーの責任において確認してください。

ウ 県は、当該通称、ロゴ等は無償で使用できることとします。第三者が商品のパッケージ等に使用する場合の条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。

(4) 通称を付与した公共施設等で発生した災害、事故等により、パートナーのイメージダウンを伴う可能性があります、県は一切責任を負いません。

(5) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

(6) 不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容にかかわらず、臨機の措置をとることがあるものとします。

9 改正付則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

ネーミングライツ・パートナー応募申請書
(施設提示型募集)

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地:

名称:

代表者名:

茨城県ネーミングライツ・パートナー募集要項(施設提示型募集)に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

業種			
応募施設	番号		施設名
通称			
	略称 ※		
契約期間	令和 年 月 日から令和 年3月31日まで		
ネーミング ライツ料	年額 _____ 円(消費税及び地方消費税を含む。)		

連絡 担 当 者	所 属		
	職名・氏名		
	連絡先 電話番号等	電話番号： E-mail：	FAX：

応募の趣旨(上記通称とした理由・目的など)	
-----------------------	--

施設運営についての提案	
新規看板設置等の要望	
法令遵守に関する取組概要	・過去5年間における法律等の違反の有無（有・無） ※「有」の場合の内容（ ）
地域貢献等の実績及び今後の計画	
通称の標示のロゴ、デザイン等の図面	

※ 通称の略称がある場合は、ご記載ください。

添付書類一覧		
①	ネーミングライツ・パートナー応募に係る誓約書（様式2）	必須
	役員名簿（様式2別紙）	
②	企業又は事業の概要がわかるもの （会社概要、企業案内パンフレット等）	必須
③	定款、寄付行為等	必須
④	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	必須
⑤	過去3年間の決算報告書（法令等に基づく計算書類）	必須
⑥	茨城県内に本社又は支店等がある場合には、直近の茨城県の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証明する納税証明書（茨城県県税条例施行規則様式第40号の4（ア）） ※全ての税目について未納がないことの証明書	必須
⑦	法令遵守に関する取組がわかるもの（規約等）	任意
⑧	地域貢献等の実績及び今後の計画がわかるもの	任意
⑨	通称の標示のロゴ、デザイン等の図面 （使用ガイドラインがある場合は添付）	任意

(様式2)

ネーミングライツ・パートナー応募に係る誓約書

私は、現在、下記の者に該当する者でないことについて、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記4について、ネーミングライツ・パートナー応募資格の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 法令、例規等に違反した者
- 2 県から指名停止措置等を受けている者
- 3 県税（地方消費税を含む。）を滞納している者
- 4 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業等に該当する事業等を営む者
- 6 消費者金融業を営む者
- 7 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- 8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者
- 9 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者
- 10 現在の指定管理者と事業目的が競合する者

令和 年 月 日

申込人 住所又は所在地

氏名（ふりがな）又は名称

及び代表者名（ふりがな）

生年月日

性別

